

## 令和7年8月豪雨により被害を受けた方へ

# 町の支援等の情報をお知らせします

令和7年8月豪雨で被害を受けた方へ向けて、支援制度や税・保険料等の減免や猶予制度を紹介していますので、ご確認ください。詳細については、各二次元コードから町公式ウェブサイトをご確認いただくか、担当課へお問い合わせください。

### り災証明書に関すること

▶ 町税務課 ☎096-234-1112

災害等の発生に伴い、町職員が被害状況を順次確認・調査し「り災証明書」を発行します。この「り災証明書」は、各種支援等を受ける際に必要な場合がありますので、必要な方はお問い合わせください。

#### ▶ 対象者

令和7年8月豪雨により住家に被害を受けた方

#### ▶ 申請に必要なもの

- ・ 申請書、被災状況が分かる写真

### 固定資産税の減免

▶ 町税務課 ☎096-234-1112

#### ▶ 対象者

令和7年8月豪雨により、町内の土地・家屋・償却資産に被害を受けた方

#### ▶ 内容

損害の割合等に応じ、令和7年8月10日（日）以降に納期限が到来する固定資産税を減免します。

#### ▶ 申請に必要なもの

- ・ 土地 減免申請書、被災状況が分かる写真
- ・ 家屋 り災証明書の判定において職権にて減免を決定しますので、申請は必要ありません。
- ・ 償却資産 減免申請書、被災状況が分かる写真、償却資産の修理に要する見積書または領収書等



### 個人住民税（町県民税）の減免

▶ 町税務課 ☎096-234-1112

#### ▶ 対象者

令和7年8月豪雨により、災害等により死亡もしくは障がい者となった方、または居住する住宅に半壊以上の損害を受けた方

#### ▶ 対象となる税額

令和7年8月10日（日）以降に納期を迎える個人町民税

#### ▶ 申請に必要なもの

減免申請書、り災証明書（写しでも可）

※住家被害の減免の対象となる方は、申請の有無に関わらず職権にて減免を行います。



### 国民健康保険税の減免

▶ 町税務課 ☎096-234-1112

#### ▶ 対象者

令和7年8月豪雨により、災害等により死亡もしくは障がい者となった方、または居住する住宅に半壊以上の損害を受けた方

#### ▶ 対象となる税額

令和7年8月10日（日）以降に納期を迎える国民健康保険税

#### ▶ 申請に必要なもの

減免申請書、り災証明書（写しでも可）

※住家被害の減免の対象となる方は、申請の有無に関わらず職権にて減免を行います。



## 国民健康保険の一部負担金の減免および徴収猶予

▶ 町住民生活課  
☎096-234-1113

### ▶ 対象者

災害で死亡し、障がい者となり、または住宅などの財産に重大な損害を受けたことで世帯の収入額が著しく減少した被保険者

### ▶ 内容

世帯の収入月額（預貯金などを含む）が生活保護の基準生活費の1.3倍以下になった場合に、3か月～6か月の期間、その支払いを猶予または減免します。

### ▶ 申請に必要なもの

申請書、り災証明書、世帯の収入状況・預貯金・借入金・資産に関する書類、療養期間や一部負担金見込額などが分かるもの



## 後期高齢者医療保険料の減免

▶ 町住民生活課 ☎096-234-1113

### ▶ 対象者

災害によって被保険者、世帯主の住宅が床上浸水や半壊以上の被害を受けた者、家財その他の財産に著しい被害を受けた者

### ▶ 内容

住宅や家財その他の財産の被害の程度（損害保険金等を除きます）、被保険者および連帯納付義務者の前年中の総所得金額の区分によって、令和8年7月までの保険料を減免します。

### ▶ 申請に必要なもの

申請書、名寄帳の写し、家財その他の財産一覧表、り災証明書、損害の程度が分かるもの、損害保険金の支払通知書など



## 後期高齢者医療保険の一部負担金の減免および徴収猶予

▶ 町住民生活課  
☎096-234-1113

### ▶ 対象者

災害によって住宅が床上浸水や半壊以上の被害を受け、または家財などに著しい損害を受けたことで一部負担金の支払いが困難となった被保険者

### ▶ 内容

世帯の収入月額（預貯金などを含む）が基準生活費の1.3倍以下になった場合に、最大6か月間、その支払いを猶予または減免します。

### ▶ 申請に必要なもの

申請書、り災証明書、世帯の収入状況・預貯金等の申告書、住宅・家財・その他財産の被害申立書、損害保険金の支払通知書など



## 介護保険料の減免

▶ 町福祉課 ☎096-234-1114

### ▶ 対象者

65歳以上の介護保険被保険者で、災害により床上浸水や住家の被害状況が半壊以上の判定を受けた方

### ▶ 内容

所得金額と損害の割合等に応じ、令和7年9月～令和8年8月の介護保険料を減免します。

### ▶ 申請について

り災証明書の判定により町において減免を決定しますので、減免申請は必要ありません。



## 介護保険利用者負担の減免

▶ 町福祉課 ☎096-234-1114

### ▶ 対象者

65歳以上の介護保険被保険者で、災害により床上浸水や住家の被害状況が半壊以上の被害を受けた方

### ▶ 内容

所得金額と損害の割合等に応じ、令和7年8月～令和8年7月の介護保険利用者負担額を減免します。

### ▶ 申請に必要なもの

介護保険利用者負担額減額・免除申請書、り災証明書（写しでも可）



## 障がい福祉サービス等の免除

▶ 町福祉課 ☎096-234-1114

令和7年8月豪雨により被災された方で、障がい福祉サービス等の利用者負担のある方に対し、利用者負担額の免除を行います。

### ▶ 対象者

サービス利用者またはサービス利用者の属する世帯の主たる生計維持者が、被災により住家等に被害を受けた方

### ▶ 内容

り災証明書において、半壊以上または床上浸水の判定を受けた方の、令和7年8月～令和8年7月の利用者負担額を免除します。

### ▶ 申請に必要なもの

障がい福祉サービス等利用者負担免除申請書、り災証明書（写しでも可）



## 災害見舞金の支給について

▶ 町福祉課 ☎096-234-1114

令和7年8月豪雨により、住家に被害を受けられた町民の方へ見舞金を支給します。

### ▶ 支給対象者

令和7年8月豪雨による被災時に町内に居住し、かつ住民基本台帳に登録されている方のうち、住家に準半壊以上または床上浸水の被害を受けた方

※見舞金の額については、町公式ウェブサイトをご覧ください。

### ▶ 申請に必要なもの

・災害見舞金支給申請書（支給対象の方に送付します）、り災証明書（写しでも可）、振込口座が確認できるもの（通帳・キャッシュカードなど）

### ▶ 申請期限

令和8年2月27日（金）



## 災害援護資金の貸付について

▶ 町福祉課 ☎096-234-1114

災害により、世帯主が負傷または住居・家財に被害を受けた世帯のうち、所得金額が一定の範囲内の方は、災害援護資金の貸し付けが受けられます。

### ▶ 対象者

世帯主が負傷または住居・家財に被害を受けた世帯（所得制限あり）

### ▶ 貸付限度額

被災の規模・状況に応じて貸付限度額が変わります。詳しくはお問い合わせください。



## 災害障害見舞金の支給について

▶ 町福祉課 ☎096-234-1114

災害により心身に重度の障がいを受けた方（審査委員会において災害との関連性を認められた方）に対して、災害障害見舞金を支給します。

### ▶ 対象者

災害により、心身に障がいを受けた方（詳細は、町公式ウェブサイトをご覧ください）

### ▶ 支給額

- ・ 生計維持者の場合 250万円
- ・ 生計維持者ではない場合 125万円

### ▶ 申請に必要なもの

診断書など、申請者の身分証明書、申請者名義の預金通帳



## 災害弔慰金の支給について

▶ 町福祉課 ☎096-234-1114

災害により亡くなった方（審査委員会において災害関連死と認められた方を含む）のご遺族に対して、災害弔慰金を支給します。

### ▶ 対象者

災害により亡くなった方（災害関連死を含む）のご遺族

- ① 死亡した方の死亡当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母
- ② ①のいずれも存在しない場合は、兄弟姉妹  
(死亡した方の死亡当時その方と同居または生計を同じくしていた方に限る)

### ▶ 支給額

- ・ 生計維持者が死亡した場合 500万円
- ・ 生計維持者ではない方が死亡した場合 250万円

### ▶ 申請に必要なもの

- ・ 死亡診断書（検案書）の写し、申請者の身分証明書、申請者名義の預金通帳 など



## 保育料の減免

▶ 町福祉課 ☎096-234-1114

### ▶ 対象者

保育園（所）に入園する児童がいる世帯で、災害により住家に被害を受けた方

### ▶ 内容

損害の割合等に応じ、令和7年9月～令和8年8月の保育料を半額または全額減免

### ▶ 申請に必要なもの

減免申請書、リ災証明書（写しでも可）など

